

その他（1）資料

第4期山梨県カワウ管理指針 の改正について

自然共生推進課

第4期山梨県カワウ管理指針の改正について

○概要

人とカワウと魚類の共生を図り、水産業被害等への対策を推進するため、平成19年7月に山梨県カワウ保護管理指針を策定し、その後5年おきに当該指針を策定し、カワウの適正な管理を図っている。

令和4年3月には、令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間を期間として、第4期山梨県カワウ管理指針を策定したところであるが、当該指針の内容と現状の間に齟齬が生じたため、関東カワウ協議会山梨県協議会への意見照会を経て、令和5年11月14日に第4期山梨県カワウ管理指針の一部を改正した。

○経緯・内容

カワウの繁殖地を下曾根コロニー1箇所に留め、拡散を防止していたが、繁殖地として適さなくなり、カワウの繁殖地が移動した。

平成15年 甲府市下曾根町で繁殖（以下、下曾根コロニー）を確認
令和4年度 繁殖期中（令和4年5月）に甲府市下曾根地先河川敷と環境が類似している中央市高部に位置する笛吹川河川敷の樹木に繁殖地（以下、高部コロニー）が移動したことを確認

○改正内容

現行の第4期山梨県カワウ管理指針では、カワウを下曾根コロニー1箇所に封じ込めを行うこととしているが、上記の経緯を踏まえ、今後もカワウの繁殖地が移動する可能性があることから、コロニーの管理について、次の事項を令和5年11月14日に改正した。

カワウを1箇所に封じ込める候補地

